

平成 22 年度に実施したエコマーク認定商品に係る 「基準適合試験調査」および「現地監査」結果のお知らせ

平成 23 年 7 月 11 日
財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク事務局が平成 22 年度に実施した基準適合試験調査および現地監査の結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 基準適合試験調査

本試験調査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、平成 21 年度より導入した制度です。エコマーク認定商品のうち任意抽出した製品について、認定基準に係る試験を当協会が第三者試験機関に試験を依頼し、エコマーク認定基準への適合を確認します。なお、必要に応じて現地監査による追加確認等を行う場合があります。

【平成 23 年 3 月に実施した基準適合試験調査の概要】

- 調査対象 : 8 社 17 商品^{注1}
- 試験項目 : ①エコマーク表示の確認^{注2}
②内容物に対する容器重量の測定試験^{注3}
認定基準は以下のとおり

容器の重量は、表1 の基準を満たしていること。

表1 内容物に対する容器重量

内容物	容器の内容量	内容物1ℓ (あるいは1000g) あたりの容器重量
液体、粒体、粉体	詰替え容器の内容量 ≤ 本体の内容量	25g以下
	詰替え容器の内容量 > 本体の内容量	40g以下
その他	—	50g以下

【証明方法】 ※証明者=申込者

製品の容器重量 : A (g)、内容物体積 : B (ℓ)、内容物1ℓ あたりの容器重量 (A/B) を付属証明書に記載すること。なお、内容物が粒体・粉体の場合の内容物体積は、製品出荷時の嵩 (かさ) [体積] を用いること。また、内容物が「その他」の場合は、体積 (B) を重量 (g) に置き換え、内容物1000g あたりの容器重量 (A/B×1000) が基準値を満たすことでも良い。

注 1: エコマーク事務局が独自に市場から購入、あるいは現地監査等の際に入手等。

注2：目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

注3：試験項目は認定基準から選定。

- 調査結果：上記試験の結果、①エコマーク表示については、1社1製品において誤使用が確認されました。②内容物に対する容器重量の測定試験については、認定基準への適合を確認しました。なお、市場購入したエコマーク表示製品のうち、1社1製品はエコマーク使用契約を満了した流通在庫であったため、最終的な判定から除外しました。また、別の1社1製品はごくわずかに内容物容量が表示容量を下回りましたが、家庭用品品質表示法の許容範囲内であることを確認しました。
- 誤使用への対応：上記調査結果①におけるエコマーク表示の誤使用については、エコマーク不正使用防止マニュアルに基づき、エコマーク使用契約者への是正措置を講じた結果、エコマークを適正使用するよう改善されました。

2. 現地監査

本現地監査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、毎年実施している制度です。昨年度の監査結果について、以下のとおりお知らせします。

【平成22年度に実施した現地監査の概要】

- 監査対象：22社93商品（うち1社は関連会社2箇所を別に監査、6社はエコマーク使用契約当事者ではなく製造工程等で関連する会社、1社はエコマーク使用契約未締結の事業者）
- 監査内容：エコマーク商品の基準適合状況の確認（認定審査後における原材料、再生材料等の配合割合や製造加工工程などの仕様変更の有無。追加・変更手続き要否等、エコマーク商品の製造・管理体制。エコマークの適正表示等）、および出荷・管理体制等の確認を行いました。
- 監査結果：現地監査の結果、すべての商品において、エコマーク認定基準への適合が確認されました。なお、エコマーク使用契約未締結の1社については無断使用が確認されたため、エコマークの適正使用について是正措置を講じました。

以上

本件に関するお問い合わせ
エコマーク事務局

総務・契約監査課長 相原
担当 佐野

TEL: 03(5643)6255